

# 地域交通体系再編支援補助金の事務手続きについて

## 1. 県へ交付申請提出

(**隨時申請可能**)

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

\*交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

## 2. 県から交付決定通知到着

(交付申請から原則**30日以内**)

○「交付決定」通知により正式に事業着手することができます。

## 3. 事業開始 ( $\rightarrow$ 県へ着手届提出)

○補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 進捗状況報告(交付決定を受けてから6か月経過後**15日以内**)

○進捗状況報告書は、ページ下の提出先に郵送又は持参してください。

## 5. 事業完了 ( $\rightarrow$ 県へ完了届提出)

※事業の完了とは: **予定していた事業をすべて完了した日**

○この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません

## 6. 県へ実績報告書提出 (完了・廃止・中止から**15日以内**)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

実績報告書を受理してから、概ね1か月以内にお支払いいたします。

資料提出・問い合わせ先

輝く鳥取創造本部・交通政策課

鳥取県鳥取市東町1-220(鳥取県庁本庁舎6F)

0857 - 26 - 7641 koutsuuseisaku@pref.tottori.jp